

## 第47号

## 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成29年2月15日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相手方		権利の内容	放棄の理由
住所	氏名		
		徳島県営住宅の家賃1,224,000円に係る債権	回収不能のため
		徳島県営住宅の損害金422,240円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃1,515,706円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃257,000円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃224,600円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃1,561,800円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃848,300円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃215,100円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃800,000円に係る債権	同 上

		徳島県営住宅の家賃281,599円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃106,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃145,000円に係る債権	同	上

#### 提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。